



より身近な公共交通となるためにフロンティアバスは、トロントロンバスに生まれ変わります。

# 川南町トロントロンバス運行開始

川南町では、平成24年12月1日から1年間行ったオンデマンド交通システム実証運行の結果、及び平成25年9月に町民2,000人を対象に行ったアンケート結果をもとに、平成26年4月1日から「定期路線・オンデマンド運行」へと移行します。さらに、平成26年1月に行った新名称公募の結果、「トロントロンバス」が新しい名称に決定しました。

運行開始日	平成26年4月1日（火）から	
運行日	月曜日から土曜日	
運休日	日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）の期間	
運賃	1回の乗車につき 200円 （高校生以下：100円、未就学児：無料） ※未就学児の乗車には、大人の方の同乗が必要です。	
	定期路線運行	オンデマンド運行
運行時間	午前7時30分～午前8時30分	午前8時40分～午後6時00分
運行範囲	尾鈴～通浜線（行き）→ 尾鈴～通浜線（帰り） ※詳細は、「1.定期路線時刻表」及び裏面の「定期路線図、拠点・地域乗降場図」をご覧ください。	地域と拠点、拠点と拠点間を運行します。 拠点…公共施設、病院、駅などの乗降場 地域…地域の公民館などの乗降場 ※地域と地域間の運行は行いません。
予約方法	予約なしで乗車できます。	御利用には、電話予約が必要です。 ※予約受付時間：祝日を除く月曜日～土曜日の午前8時～午後5時 ※当日予約は受付けていません。利用したい日の2週間前から前運行日まで予約してください。 例えば、月曜日の利用予約は、前の土曜日（土曜日が祝日の場合は、その前の平日）までに行ってください。 ※詳細は、「3.オンデマンド運行予約方法」をご覧ください。
利用者登録	利用者登録なしで乗車できます。	御利用には、利用者登録が必要です。 ※詳細は「4.利用者登録について」をご覧ください。

## 1. 定期路線時刻表

運行時間：午前7時30分～午前8時30分  
 ※利用者登録、予約なしで乗車することができます。

### 尾鈴～通浜線（行き）

乗降場名	時刻
75 細	7:30
74 下切	7:32
73 込の口	7:33
72 沓袋公民館	7:34
115 山本別館	7:35
108 川南病院	7:38
45 唐瀬	7:40
110 林クリニック	7:41
44 清里	7:42
103 トロントロン	7:43
106 山口整形外科	7:46
101 役場	7:48
103 トロントロン	7:50
107 糸井医院	7:53
13 松原公民館	7:54
14 伊倉公民館	7:55
120 川南駅	7:56
15 一つ松公園	7:58
16 川南町漁協	8:00
17 通浜海浜公園	8:01

### 尾鈴～通浜線（帰り）

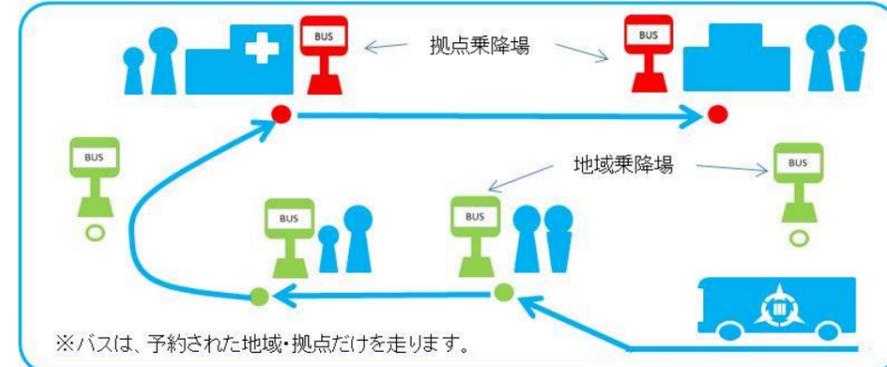
乗降場名	時刻
17 通浜海浜公園	8:03
16 川南町漁協	8:04
15 一つ松公園	8:06
120 川南駅	8:08
14 伊倉公民館	8:09
13 松原公民館	8:10
107 糸井医院	8:11
103 トロントロン	8:14
101 役場	8:16
106 山口整形外科	8:18
103 トロントロン	8:21
44 清里	8:23
110 林クリニック	8:24
45 唐瀬	8:25
108 川南病院	8:26

## お問合せ先

三和交通(株)児湯営業所 0983-27-0132  
 川南町役場 建設課 0983-27-8013

## 2. オンデマンド運行とは

オンデマンド運行とは、電話で予約して乗車する新しい交通システムです。利用する人の要望に応じて乗合せ、利便性の向上や交通空白地域の解消を目的としています。



## 3. オンデマンド運行予約方法

運行時間：午前8時40分～午後6時00分  
 ※御利用には、利用者登録、予約が必要です。

### ① 電話で予約をします。

利用したい日の2週間前から前運行日までに予約が必要です。

三和交通(株)児湯営業所 0983-27-0132

※予約受付時間：祝日を除く平日（月～土）の午前8時～午後5時  
 ※日曜、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）は、予約ができません。  
 例：月曜日の利用予約は、前の土曜日（土曜日が祝日の場合は、その前の平日）までに行ってください。

### ② 予約の際は、次の内容を伝えてください。

- 1 お名前
- 2 乗車する場所と時間
- 3 目的地と到着を希望する時間

※往復で利用される場合は、復路も一緒に御予約ください。

### ③ 予約した時刻にバスが迎えに来ます。

お名前を運転手に伝えて乗車してください。

## 4. 利用者登録について

オンデマンド運行を御利用いただくためには、利用者登録が必要です。利用登録用紙に、必要事項を記入のうえ役場建設課又は町内自治公民館事務所（公民館別館）まで提出いただくか、電話、インターネットでも受付けています。

登録用紙は、役場町民健康課窓口、建設課窓口及び町内自治公民館事務所で配布しているほか、町のホームページからダウンロードすることができます。